

消費者行政・消費者教育推進宣言

近年、高齢化の進行、経済のグローバル化及び高度情報通信社会の進展など、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきており、消費生活の高度化、利便性の向上が進む一方で、消費者トラブルや消費者被害の内容は多様化・複雑化していることから、消費者行政として、これらの変化に適切に対応し、消費者の権利の尊重と自立の支援を図る必要がある。

また、本年6月には、成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部を改正する法律が成立し、本法施行後は、18歳、19歳の若年者は成年として扱われる反面、「未成年者取消権」を喪失することとなり、若年者の消費者被害の増加が懸念されている。

こうした中、国は、平成29年7月、「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県に設置し、周辺地域（中国・四国、関西）との連携のもと、高等学校等における「若年者向け消費者教育」を推進するためのモデルプロジェクトをはじめ、消費者行政を発展させる先駆的な取組みを進めている。

この成果を踏まえ、全国に展開するため、本年2月、消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省が連携し「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を決定し、高等学校等における消費者教育を推進しているところである。

については、中国・四国地方は一体となり、新しい消費者行政の発展・創造の地として、誰もが安全・安心に暮らせる豊かな社会の実現に向け、消費者行政・消費者教育を推進することをここに宣言する。

平成30年10月29日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）

防災・減災対策の推進について

平成30年7月5日からの記録的な豪雨により、西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害、そして200人を超える多くの尊い人命が失われるなどの甚大な被害が発生した。

被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震や、9月6日の北海道胆振東部地震では、人的被害や住家被害が多数発生したほか、ライフライン等の都市インフラが損壊するなど、甚大な被害をもたらした。さらに、平成30年4月9日の島根県西部を震源とする地震や、平成28年10月21日の鳥取県中部地震、さらには本年の台風24号などでも甚大な被害が発生しており、復旧・復興に向け官民が全力を挙げ取り組んでいるところである。そのほか、交通インフラの寸断や災害対策拠点となる施設の損壊などが発生した「平成28年熊本地震」、広島県・山口県・徳島県・高知県などに甚大な土砂災害や浸水被害をもたらした「平成26年8月豪雨」など、近年、全国各地で大規模な災害が相次いでいる。

その上、発生確率が高まっている南海トラフ地震など、大規模な災害に対して、実効性のある防災・減災対策や医療救護体制の強化が急務となっている。

さらに、豪雪により、幹線道路の大規模な滞留や長時間の通行止めのほか、長時間にわたる列車の立ち往生、路線バスや航空便の数日間に及ぶ運休・欠航なども発生している。

については、中国・四国地方が一致団結して防災・減災対策に取り組み、住民等の生命や財産を守るための施策を充実させるため、以下の事項について強く要請する。

I 平成30年7月豪雨災害を受けての要望事項

- 1 被災者の各種支援にあたるボランティアが迅速かつ円滑に活動するため、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に関して、自治体の負担が生じた場合に財政措置を講じること。

- 2 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」の運営費用に対して財政措置を継続すること。
- 3 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。
また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。
- 4 平成30年7月豪雨災害をはじめとする豪雨災害が近年、頻発・激甚化していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、局部的な堤防の嵩上げや補強、河床掘削など、限定的でも効果の大きい対策を一定期間で集中的に実施するための新たな事業を創設するなど、抜本的な治水対策と土砂災害対策を迅速かつ強力で推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。
- 5 大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、土砂災害等防止対策や被災後の早期復旧等を推進する地方の取組を支援すること。
また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を及ぼすため池の補強等への支援や、使われていないため池の廃止手続きの簡素化など必要な取組を強化すること。
- 6 公共交通機関の正常な運行が回復するまでの期間において、地方自治体及び公共交通事業者が実施する代替交通の確保について支援措置を講ずること。
また、鉄道路線の早期復旧を図るために必要な復旧事業を鉄道施設災害復旧事業費補助金の対象とした上で、補助率の引き上げや地方自治体の負担に対する財政措置など、迅速な復旧に向けたあらゆる支援を行うこと。
- 7 住民に災害から命を守るための行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

8 「大雨警報」に対する危機意識の低下が懸念される中で、「警報」に対する危機意識の高揚を図るとともに、気象庁による「大雨特別警報」の発表等に係る観測・予報技術の向上を図ること。また、特別警報等の発表が、適正な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等に関するガイドライン」を早期に見直すこと。さらに、住民の避難行動に関する理解を深めるために、警報を含め特別警報が持つ意味について一層の周知を図ること。

9 「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置されたグループ補助金、持続化補助金及び資金繰り支援などについて、複数年に渡り継続的に実施すること。

また、中小企業者等の事業再開・復興に向けて、県制度融資における利子補給・保証料補助等についての財政措置を講じること。

さらに、災害発生後、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光産業の早期復興を図るため、切れ目のない更なる支援等、観光客誘致のための取組を強化すること。

10 深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の再開のため、農地や道路・水路、生産施設・機械、共同利用施設・侵入防止柵の復旧等、必要な支援を行うとともに、特に被害の大きい柑橘等樹園地などの復興を図るための継続的な支援を行うこと。

11 「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員等の派遣について、今回の豪雨災害における運用の実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、災害復旧事業や被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が、今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を講ずること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

12 災害警備活動においては、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が必要となることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。また、超過勤務手当が国庫補助の対象となっていない災害警備活動要員や後方支援要員についても、超過勤務手当が多額に上ることから、これらについても財政措置を講ずること。

加えて、被災した警察施設、交通安全施設について積極的な財政支援を行うこと。

また、今後発生する災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。

13 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

14 熊本地震の際の措置も踏まえ、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げ、特別交付税の別枠措置など、国において必要な補正予算を編成するとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

II 共通要望事項

1 あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等が必要なハード対策に対し、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大幅な増額や補助率のかさ上げ等財政支援をより一層拡充すること。

また、地方が主体的・計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度を創設すること。

2 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大及び災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

特に、一部の地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同一災害により被災を受けた全ての被災区域を支援対象とすること。

3 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校などの施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化に加え、避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化等の機能やクーラー設置等の環境を整備するための財政支援をより一層拡充すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置等を行うこと。

また、ブロック塀等の安全確保のため、専門的な調査や撤去、改修を促進できるよう、国庫補助制度の創設、拡充などの財政支援を行うとともに技術的支援を行うこと。

4 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

5 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。

6 企業の防災・減災対策に対する優遇税制の整備や中小企業に対するBCP（事業継続計画）の必要性についての意識啓発、策定・見直しへの支援を行うこと。

7 南海トラフ地震などの甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。

また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEATの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講ずること。

- 8 医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCPや避難確保計画等の整備促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政的支援や技術的支援を一層充実・強化すること。
- 9 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活や企業活動に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。
- 10 住民の信頼を損なう耐震用ダンパー不適合について、早急に実態を明らかにし、不良ダンパーの交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。

平成30年10月29日

中 四 国 サ ミ ッ ト

鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
島 根 県 知 事	溝 口 善兵衛
岡 山 県 知 事	伊原木 隆 太
広 島 県 知 事	湯 崎 英 彦
山 口 県 知 事	村 岡 嗣 政
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門
香 川 県 知 事	浜 田 恵 三
愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
高 知 県 知 事	尾 崎 正 直
中国経済連合会会長	苅 田 知 英
四国経済連合会会長	千 葉 昭

尾道宣言

平成30年7月豪雨は、岡山県、広島県、愛媛県を中心に中四国地方に大きな被害をもたらした。

また、近年、全国各地で大きな被害をもたらす地震や台風、豪雨、豪雪などが頻発しており、防災・減災対策は喫緊の課題となっている。

我々は、この度の困難を乗り越えるとともに、今後、南海トラフ地震など大規模な災害の発生が想定される中、地域住民の生命、身体及び財産を守り、更なる中四国地方の発展を目指すため、以下のとおり宣言する。

一、中四国地方が一致団結し、被災地の早期復興に全力をあげて取り組む

一、中四国地方の連携を深化させ、防災・減災対策をより一層強化する

一、これまでの災害対応や課題等を十分に検証し、災害に負けない地域づくりを強かに押し進める

平成30年10月29日

中四国サミット(中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長)

地域経済の活性化に向けた観光振興と復興支援について

中国・四国地方は、日本海、瀬戸内海及び太平洋と、中国山地及び四国山地の3海2山を始めとする豊かな自然環境や景観に恵まれており、伝統芸能、食文化及び日本遺産・世界遺産など、国内外に誇れる地域資源を多く有している。

一方で、中国・四国地方の訪日外国人旅行者の全国の宿泊者数に占める割合は3.2パーセント程度にとどまっており、国外における認知度は低い状況にある。

さらに、平成30年7月豪雨によって、観光施設や交通機関等の被災や被災地以外の観光地における風評被害等により、観光客が減少し、中・小規模の事業者も含めた観光産業に大きな影響が生じており、長期化することも懸念される。これらを取り戻すためには、今後一年程度かけて災害前の状況から更なる高みを目指した取組が必要である。

こうした中、国においては、東京2020オリンピック・パラリンピックを千載一遇の好機として、観光立国を一層強力に推進するために「観光ビジョン実現プログラム2018」を決定し、2020年の訪日外国人旅行者数4000万人達成に向けて、取り組んでいるところである。

これを機に、中国・四国地方においても、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光分野の復興を図るとともに、オリンピック・パラリンピックの開催による効果を東京のみならず、地方にも波及させるために、以下の事項について強く要請する。

1 平成30年7月豪雨に係る観光復興に向けた更なる支援

中国・四国地方各県の観光産業に対する風評被害を払拭するため、各県等が連携して行うプロモーション等の観光振興事業に対する経費支援を行うこと。

また、観光支援事業費補助金による取組（ふっこう周遊割）について、更に予算規模を拡大するとともに、国内観光需要の高まるゴールデンウィークまでの間を対象とした第二弾の支援制度を創設し、切れ目のない復興支援をすること。その際には、自治体及び関係事業者からの意見を踏まえた、より効果的な制度設計と運用について検討すること。

2 国際観光旅客税の地方への配分

訪日外国人旅行者の増加に伴う新たな行政需要や受入に向けた環境整備等については、これまでの取組に加え、新しい施策の展開が必要になっている。

こうした状況を踏まえ、国際観光旅客税について、法の趣旨に鑑み、日本版DMOを含む地方の観光振興施策の財源に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。

3 日本版DMOの安定的かつ継続的な運営のための制度の創設

国において観光・ブランドづくりの核として推進している日本版DMOについて、世界水準のDMOの形成と育成を図るよう、海外のDMO先進地等の調査・研究をさらに進めるとともに、日本版DMOが将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度等を参考にしながら観光地経営の権限と財源を確保できる制度を創設すること。

平成30年10月29日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	浜田恵三
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	尾崎正直
中国経済連合会会長	苅田知英
四国経済連合会会長	千葉昭

交通ネットワークの整備・充実について

我が国が直面する少子高齢社会を克服し、持続的な発展を遂げるためには、東京一極集中を是正し、魅力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

そのためには、高速道路や新幹線など円滑な物流や交流人口の拡大に資する高速交通ネットワークの構築は必要不可欠である。

また、高速交通ネットワークは、近年各地で頻発する大規模な自然災害発生時における、救助・復旧活動や支援物資の輸送を円滑に行うための重要な役割も担っている。

一方、地域住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、日常生活や経済活動に欠かすことのできない地方鉄道やバス路線を維持していくことが必要である。

については、中国・四国地方の更なる連携を図るとともに、多様な地域づくりに資する交通ネットワークの整備・充実のため、以下の事項について強く要請する。

I 高速道路ネットワークの整備・促進

1 道路関連予算の拡大

老朽化が進む道路施設の的確な維持管理・更新が可能となるよう、引き続き、必要な予算を確保しつつ、道路整備が急がれる地方の実情に鑑み、中四国地域の生産性の高い産業基盤形成のため、高速道路をはじめとする交通ネットワークの整備が計画的かつ着実に推進できるよう、道路関連予算を拡大すること。

2 ミッシングリンクの早期解消

高速道路は、地方に安定した雇用の場が確保されるよう産業を振興し、地域経済を活性化するために不可欠であり、さらに、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るための命の道とも言うべき重要な社会基盤である。しかしながら、中四国地域には依然として多くのミッシングリンクが存在しており、平成30年7月豪雨においては、物流の停滞による経済活動への影響が発生したところである。

については、地域の特色ある発展を支え、災害時における応急対応や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消を図ること。

3 暫定2車線区間の早期4車線化等

対面通行に起因する重大事故の防止や高速道路本来の定時性、速達性の確保による物流機能の強化、さらに、事故発生時や豪雪を含む大規模災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化の整備を促進すること。

なお、4車線化に至るまでの間は、付加車線の整備を促進するとともに、注意喚起等の対策、ワイヤロープによる上下線の分離など、安全性を確保するための対策を早急に実施すること。また、暫定2車線区間における付加車線設置の検証路線として選定された路線については、早期整備を図り、速やかに効果検証を行うこと。

4 地域高規格道路等の整備促進

高速道路ネットワークと一体となって、地域の交流・連携の強化、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス向上に資するとともに、大規模災害時には緊急輸送道路や迂回路としての役割も果たす地域高規格道路や主要な国道・地方道の整備を促進すること。

5 重要物流道路の機能強化及び重点支援

平成30年3月の道路法改正により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を担う高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等を「重要物流道路」として指定し、物流生産性向上を図ることとされている。

「重要物流道路」及びその代替・補完路の指定・整備にあたっては地域の意見を反映するとともに、予算を重点的に配分すること。

II 高速鉄道ネットワークの整備・促進

高速交通ネットワークを活用した多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、全国各エリアに新幹線を整備することが求められるが、中四国地域における新幹線計画は基本計画にとどまっている。

このため、中国と四国の新幹線の整備計画への早期格上げに向けた調査を実施するための予算措置、在来線等の更なる高速化・快適化を図る際の建設事業費や車両更新費への新たな財政支援制度の創設など、高速鉄道ネットワークの整備に向けた具体的な取組みを加速化すること。

Ⅲ その他

1 地域公共交通網の維持・確保・充実

地方鉄道やバス路線などの地域公共交通網は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない生活に密着した大切な移動手段であることから、採算性のみには捉われない社会政策として地域公共交通網を維持・確保及び充実させるための施策を講ずること。

2 海上輸送網の機能充実

海上輸送網については、国際競争力強化に向けた物流の効率化や大規模災害発生時の海上輸送機能維持のため、整備が不十分な日本海側をはじめ、瀬戸内海、四国地域の海上輸送拠点港の機能充実・強化を図ること。

平成30年10月29日

中 四 国 サ ミ ッ ト

鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
島 根 県 知 事	溝 口 善 兵 衛
岡 山 県 知 事	伊 原 木 隆 太
広 島 県 知 事	湯 崎 英 彦
山 口 県 知 事	村 岡 嗣 政
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門
香 川 県 知 事	浜 田 恵 三
愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
高 知 県 知 事	尾 崎 正 直
中国経済連合会会長	荻 田 知 英
四国経済連合会会長	千 葉 昭

参議院選挙における合区の解消について

参議院は、創設時から一貫して「都道府県」単位で代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきた。

しかし、平成28年7月の参議院選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化し、特に、自らを代表する議員を選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態となった。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において、「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議が行われるとともに、平成30年4月には、一致団結して「合区の早期解消促進大会」を開催するなど、「合区解消」は、今や「地方の総意」となった。

次期参議院選挙を来年に控え、平成30年7月18日に成立した改正公職選挙法により、「各都道府県の代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたが、合区の解消には至っていないことから、合区対象4県全てが属する中四国地域では、引き続き、十分な国民的議論のもと、抜本的な対応による「合区の確実な解消」を改めて強く求める。

なお、合区問題をはじめ、地方を巡る様々な課題の根本には、憲法における「地方自治の本旨」が曖昧であることがあり、憲法改正に向けた議論が必要と考えられる。その際には、国民が十分理解し、世論が喚起されるよう働きかけを行うことを併せて求める。

平成30年10月29日

中四国サミット

鳥取県知事	岡山県知事	広島県知事	山口県知事	徳島県知事	香川県知事	愛媛県知事	高知県知事	中国経済連合会会長	四国経済連合会会長	平溝伊原湯村飯浜中尾苧千	井口原木崎岡泉田村崎田葉	伸善隆英嗣嘉恵時正知	治衛太彦政門三広直英昭
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----------	-----------	--------------	--------------	------------	-------------